

# 第2次宇都宮市安全で安心なまちづくり推進計画 【概要版】

## 第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨 本市が、「住んでみたいまち、住み続けたいまち」として持続的に発展していくよう、市民一人ひとりが安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを推進するために策定するもの。
  - 2 計画の範囲 「犯罪及び犯罪に至るおそれのある行為を未然に防止すること」を基本としつつ、関連分野を含める。
  - 3 計画の位置づけ
    - ・宇都宮市安全で安心なまちづくり条例に基づく施策を具体化する計画
    - ・第5次宇都宮市総合計画基本計画の分野別計画を実現する計画
- 【安全で安心なまちづくりの将来像】 現在及び将来の市民一人ひとりが安心して暮らすことができる安全な地域社会の実現**
- 4 計画の視点 「犯罪の機会を除去することによる『ひと』と『まち』の防犯力の向上」を重視した取組を推進する。
  - 5 計画の期間 平成22年4月から平成27年3月までの5か年

## 第2章 安全で安心なまちづくりに係る現状等

- 1 近年の犯罪情勢
  - ・近年の刑法犯認知件数は減少傾向(H16:12,428件⇒H20:9,485件)
  - ・他市等との比較では、本市の犯罪発生は依然として高い水準
  - ・刑法犯認知件数の約7割が窃盗犯(「自転車盗」、「車上ねらい」が多い)
  - ・知能犯の割合が高まっている
  - ・被害年齢別では、13～19歳の区分の割合が高い ⇒ 乗物盗が多い
- 2 防犯に関する市民の意識
  - ・多くの市民が犯罪被害への不安感を抱く(割合⇒68%:H21年度)
  - ・「住宅への侵入窃盗」や「車上ねらい」に対する市民の不安感が高い
  - ・一人ひとりの防犯意識や子どもの規範意識を高めること、情報の提供、地域住民同士のつながりを強くすることが必要
  - ・多くの市民が自主防犯活動への参加意向を持つ
  - ・防犯上の問題箇所等の改善や、防犯のハード面での取組が必要
- 3 犯罪を取り巻く環境の変化
  - ・子どもの見守りを中心とした自主的な防犯活動の活性化
  - ・犯罪被害者等に対する支援の充実
- 4 第1次計画における取組(主な課題等)
  - ・世代や特性に配慮した防犯講習会の実施
  - ・防犯対策の実践に繋がるような広報・啓発の実施
  - ・防犯ネットワークの活用による地域の防犯活動のさらなる促進
  - ・環境点検活動による地域の問題箇所等の改善及び情報の共有化
  - ・道路、公園等における防犯上配慮すべき事項等の反映
  - ・既存の大規模集客施設等に対する防犯に配慮した施設整備の要請

## 第3章 安全で安心なまちづくりの課題

- ① 市民一人ひとりの意識と取組
  - 市民一人ひとりの意識を高めるとともに、自らの安全を確保するための自主的な取組を促進することが重要
- ② 地域における防犯活動
  - 地域住民の主体的な防犯活動が最も重要であるという認識のもと、その活動の継続・充実を図ることが重要
- ③ 防犯に配慮した生活環境の整備
  - 主として道路、公園等の市民に身近な公共空間の防犯対策については、より具体性を持たせ、実効性あるものとしていくことが重要
- ④ 各主体の連携・協力
  - 各主体の取組の充実・強化に加え、各主体が有機的に連携・協力していくことが重要
  - 犯罪被害者等の支援の体制や方策を確立させることが重要

## 第4章 計画の基本方向

- 基本目標1 市民一人ひとりの防犯力の向上**
  - 基本施策(施策の方向性)
    - 1: 市民の防犯意識及び規範意識を高める
    - 2: 市民の実践的な取組を促進する
- 基本目標2 犯罪に強い地域社会の構築**
  - 基本施策(施策の方向性)
    - 1: 地域における防犯活動を強化する
    - 2: 全市的な連携による取組を強化する
    - 3: 犯罪被害者等を支援する
- 基本目標3 防犯性の高い生活環境整備の推進**
  - 基本施策(施策の方向性)
    - 1: 地域の特性に応じてまちの防犯性を高める
    - 2: 公共施設の防犯性を高める

【計画の成果指標】～ 将来像の実現度を測る ～

指標名	人口千人当たりの刑法犯認知件数(「安全」を測る)	日常生活において犯罪の被害に遭う不安を少しでも感じる市民の割合(「安心」を測る)
初期値	26.4件 (平成16年)	89.5% (平成15年度)
現状値	18.7件 (平成20年)	68.0% (平成21年度)
目標値	12件以下 (平成25年)	50%以下 (平成26年度)

※「市内1日当たりの刑法犯認知件数」で見ると…  
約26件(平成20年)を約17件以下(平成25年)へ

## 第5章 施策の体系及び取り組むべき施策

【施策の体系】 ※白抜き数字は重点施策。カッコ内は第1次計画との比較。

- 基本目標1**
  - 基本施策1: 市民の防犯意識及び規範意識を高める
    - ①防犯に関する広報・啓発(充実)
    - ②犯罪発生情報の提供(充実)
    - ③子どもに対する規範意識の啓発(継続)
  - 基本施策2: 市民の実践的な取組を促進する
    - ①防犯対策の普及(充実)
    - ②学校における安全教育の推進(継続)
- 基本目標2**
  - 基本施策1: 地域における防犯活動を強化する
    - ①自主防犯活動における連携・協力の促進(充実)
    - ②自主防犯活動を担う人材の育成(継続)
    - ③地域における青色防犯パトロールの促進(充実)
    - ④自主防犯活動に対する財政支援(継続)
  - 基本施策2: 全市的な連携による取組を強化する
    - ①「全市一斉防犯活動」の実施【新規】
    - ②学校等の安全管理体制の整備(充実)
    - ③各防犯協会との連携(継続)
    - ④事業者による防犯活動の促進(継続)
    - ⑤市職員による防犯パトロールの実施(継続)
  - 基本施策3: 犯罪被害者等を支援する
    - ①犯罪被害者等支援に関する広報・啓発(充実)
    - ②関係機関との連携(継続)
    - ③庁内連絡体制の構築(充実)
- 基本目標3**
  - 基本施策1: 地域の特性に応じてまちの防犯性を高める
    - ①地域の環境点検活動の促進(充実)
    - ②防犯灯の設置促進(充実)
    - ③繁華街における防犯対策の促進(継続)
    - ④事業者等に対する防犯対策の促進(継続)
  - 基本施策2: 公共施設の防犯性を高める
    - ①防犯に配慮した公共施設の整備(充実)

個別施策における取組の概要(次ページ)

## 第6章 計画の推進

- 推進体制 ⇒ (全市的な推進体制)情報交換や意見交換等を行う仕組みの整備 (庁内推進体制)柔軟かつ弾力的な庁内連携
- 効率的な事業の実施 ●計画の見直し

● 個別施策における取組の概要（第5章関係）

基本目標

基本施策

個別施策（22施策、白抜き数字は重点施策⇒8施策）

具体的な取組

活動指標（※重点施策のみ設定）

【カッコ内は第1次計画との比較⇒新規:1, 充実:11, 継続:10】

**【基本目標1】  
市民一人ひとりの防犯力を向上させるために**

1:市民の防犯意識及び規範意識を高める	①防犯に関する広報・啓発(充実)	防犯対策に係る多様で幅広い広報・啓発の実施 高齢者・障がい者・高校生等を対象とした広報・啓発の実施	見守りを必要とする高齢者・障がい者を対象とした個別世帯訪問啓発数 ⇒ 9,700世帯/累計
	②犯罪発生情報の提供(充実)	携帯電話のメール機能等を活用した迅速な情報提供 ホームページ等を活用した身近な犯罪発生情報のきめ細かい提供	
	③子どもに対する規範意識の啓発(継続)	青少年の健全育成のための巡回指導及び啓発の実施 子どもに対する「きまりを守る大切さ」の教育	
2:市民の実践的な取組を促進する	①防犯対策の普及(充実)	受講者の世代や特性に合わせた防犯講習会の実施 防犯性能の高い建物部品等の普及促進 消費生活相談及び消費生活出前講座の実施	中学生対象の防犯講習会開催数 ⇒ 32回/年間
	②学校における安全教育の推進(継続)	学校における防犯学習の実施 防犯ブザーの携行促進	

**【基本目標2】  
犯罪に強い地域社会を構築するために**

1:地域における防犯活動を強化する	①自主防犯活動における連携・協力の促進(充実)	地区防犯ネットワークに対する連携・協力の支援 防犯ネットワーク連絡会議の開催	防犯ネットワーク連絡会議開催数 ⇒ 3回/年間（現状:1）
	②自主防犯活動を担う人材の育成(継続)	自主防犯活動リーダー育成講習会の実施 活動者に対するアドバイス等の提供	
	③地域における青色防犯パトロールの促進(充実)	地区防犯ネットワークへの働きかけの実施	
	④自主防犯活動に対する財政支援(継続)	地域まちづくり組織を通じた財政面からの支援	
2:全市的な連携による取組を強化する	①「全市一斉防犯活動」の実施【新規】	自主防犯活動団体、警察、市の連携による全市をあげた防犯活動の実施	全市一斉防犯活動による活動数 ⇒ 4回/年間 子どもの安全確保のための活動を行う地域住民等と児童の交流活動を行う市立小学校数 ⇒ 68回/年間
	②学校等の安全管理体制の整備(充実)	学校安全ボランティアの体制充実 「子ども110番の家」との連携 子どもの安全確保のための活動を行う団体等の連携促進 子どもの安全確保のための活動を行う地域住民等と子どもの交流促進	
	③各防犯協会との連携(継続)	各防犯協会との連携による事業の実施	
	④事業者による防犯活動の促進(継続)	事業者に対する必要な協力の要請	
	⑤市職員による防犯パトロールの実施(継続)	青色回転灯やステッカーを装備した公用車による防犯パトロールの実施	
3:犯罪被害者等を支援する	①犯罪被害者等支援に関する広報・啓発(充実)	市民理解の増進のための広報・啓発の実施 情報の共有による関係機関との連携	広報・啓発活動数 ⇒ 5回/年間（現状:1）
	②関係機関との連携(継続)	民間支援団体に対する支援 関係機関との連携による啓発活動の実施	
	③庁内連絡体制の構築(充実)	庁内連絡体制の構築	

**【基本目標3】  
防犯性の高い生活環境整備を推進するために**

1:地域の特性に応じてまちの防犯性を高める	①地域の環境点検活動の促進(充実)	地域の主体的な活動に対する支援 問題箇所等の改善促進	環境点検活動参加者数 ⇒ 2,700人/年間（現状:2,100） 新設・高照度交換防犯灯数 ⇒ 5,730灯/累計（現状:5,030）
	②防犯灯の設置促進(充実)	自治会等に対する支援 高照度防犯灯等の導入促進	
	③繁華街における防犯対策の促進(継続)	防犯カメラの運用及び商店街組合に対する支援等	
	④事業者等に対する防犯対策の促進(継続)	事前指導等を活用した事業者等に対する要請	
2:公共施設の防犯性を高める	①防犯に配慮した公共施設の整備(充実)	道路、公園、市営駐車場及び駐輪場、市営住宅における具体的な防犯対策への配慮	